

保安管理業務講習 受講規約

2025年9月1日 制定

第一条(概要)

本受講規約(以下、本規約という)は株式会社イーテック24(以下、当社という)が電気事業法施行規則第五十二条の二の要件等に関する告示(平成十五年経済産業省告示二百四十九号)(以下、告示という)の第一条第一項第四号に規定する自家用電気工作物の保安管理業務に関する講習(以下、保安管理業務講習という)を主任技術者制度の解釈及び運用(以下、内規という)の定めに従い、保安管理業務講習の受講を希望する者に対して講習の申し込みや実施等における諸条件を定めるものです。

2. 保安管理業務講習を修了することにより、第二種電気主任技術者及び第三種電気主任技術者免状を有する場合、上記告示に定められた実務に従事した期間を一律3年にすることができます。

第二条(受講者の募集)

当社は経済産業省産業保安グループ電力安全課の確認を予め受けた上で、保安管理業務講習を毎年度1回以上実施する(災害その他やむを得ない場合を除く。)こととする。保安管理業務講習の日程、科目及び開催場所に加え、本規約、受講申し込み方法、注意事項及びその他事項を当社のホームページに掲載します。

2. 募集の対象は第二種及び第三種電気主任技術者免状の交付を受けている方に限ります。
3. 募集期間は原則、開催日の3ヶ月前から1ヶ月間とし、受講受付は先着順とする。当社は受講希望者の所属等により受講の承諾を判断することなく公正に取り扱います。ただし、定員に達した場合はお断りさせていただくことがあります。

第三条(受講の申し込み)

受講希望者は本規約に同意の上、当社ホームページにおける保安管理業務講習の申し込みページに必要事項を入力し、電気主任技術者免状の写しを添付した上で受付期限までに申し込みを行うものとします。

第四条(受講料)

当社は次に定める受講料を申し受けます。

※第二種電気主任技術者免除保有者は「電気基礎」の科目が免除されます。

受講料	115,200円(税別)
電気基礎以外の受講料	105,200円(税別)

「自家用電気工作物保安管理規定 JEAC 8021-2023」のテキストをお持ちの方は受講料からテキスト代5,200円(税別)を引いた金額を請求させていただきます。振込手数料は受講者の負担とします。

2. 受講申し込み受付後、申し込み時にいただいたメールアドレス宛に受講料を請求させていただきます。支払い期日までに受講料の入金が確認出来た場合、当社は受講の申し込みを確定し、受講票を発行し、送付いたします。
3. 支払い期日までに受講料の入金が確認できない場合、申し込みがなかったものとして取り扱います。

第五条(受講テキスト)

本講習では以下のテキスト等を用いて講習を行います。講習初日にテキストをお渡します。

- ① 自家用電気工作物保安管理規定 JEAC 8021-2023
- ② その他配布する教材資料

※①のテキストをお持ちの方は講習時に必ず持参をお願いします。

第六条(本人確認)

受講に際しては受講日ごと保安管理業務講習の開始前に、受講票及び氏名、住所、生年月日等の記載がある顔写真付きの公的な身分証明書を提示いただくことによる本人確認を行います。その際、身分証明書の写しを頂戴する場合があります。なお、本人確認のための顔写真付き身分証明書の例は次の通りです。

- ① マイナンバーカード
- ② 運転免許証
- ③ 電気工事士免状 等

2. 顔写真付き身分証明書をお忘れの場合は、本人確認時に顔写真を撮影し、保安管理業務講習の開催期間中又は講習最終日より 7 日以内に送付してください。上記期間内に本人確認ができない場合は保安管理業務講習を修了することができません。
3. 受講票は、第三条及び第四条に基づき申し込みを行った受講者本人のみに帰属するものであり、受講者は受講票及び本規約に基づく地位を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

第七条(講習内容及び形式)

内規の規定に定める講習内容を規定された時間数行います。

2. 講習形式は座学、実習ともに対面形式で行います。
3. 講習の項目ごと修了時に理解度の確認を行います。

第八条(講師の選定)

当社は保安管理業務講習に携わる講師を電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督に係る業務に従事した期間が、告示第一条第一項第一号から四号のいずれかに該当する者を選任いたします。

第一号:第一種電気主任技術者免状取得者(3年)

第二号:第二種電気主任技術者免状取得者(4年)

第三号:第三種電気主任技術者免状取得者(5年)

第四号:第二・三種電気主任技術者免状取得者で保安管理業務講習を受講した者(3年)

2. 保安管理業務講習の座学にあたる講師は、講義の内容に対して十分な知識・経験を保有する者を選任します。

第九条(受講にあたっての注意事項)

保安管理業務講習を修了するためには、保安管理業務講習を受講(講義終了後の試験に合格することを要しない)し、かつ本規約第六条に従い、顔写真付きの身分証明書の提示を行う必要があります。

2. 科目ごとに10分以上の遅刻又は早退があった場合は、その科目は欠席をして未受講の扱いとします。
3. 保安管理業務講習場所である開催施設の使用に際しては、保安管理業務講習に関係ない場所への立ち入り、資料等の取得は固く禁じます。ご協力いただけない場合は開催施設からの退出をお願いし、以降の科目は未受講の扱いとなります。
4. 受講場所である開催施設内では、当社の指示に従った行動をお願いします。
5. 講義中の携帯端末類の使用や過度な居眠り、講義の進行の妨げとなる行為、過度な私語等、他の受講者の迷惑となる行為及び当社講師により受講していないと判断される行動は、注意の上、改善にご協力いただけない場合は開催施設からの退出をお願いし、以降の科目は未受講の扱いとします。
6. 講義中の携帯端末類はマナーモードとしてください。またアルコール類を除く飲み物以外の飲食はお控えください。
7. 本規則第六条に基づく本人確認の顔写真を除き、開催施設内でのいかなる媒体を用いての撮影、録音、録画は固く禁じます。ご協力いただけない場合は開催施設からの退出をお願いし、以降の科目は未受講の扱いとします。
8. 保安管理業務講習に用いる教材(配布する教材資料)は、著作権その他知的財産権は当社に帰属します。受講者本人の保安管理業務講習の目的外での使用又は複製は禁止します。
9. 保安管理業務講習に起因する受講者の損害は、当社の故意又は重過失による場合を除き、当社はその責任を負わないものとします。

第十条(保安管理業務講習の中止又はキャンセル)

当社は次の各号による場合は保安管理業務講習を中止又はお断りする場合があります。なお、この場合すでに入金された受講料については、当社が振込手数料を負担し全額を返金します。

- (1) 大規模災害や防疫上の理由により、緊急事態宣言が発令された場合
- (2) その他の理由により保安管理業務講習の開催が著しく困難であると当社が判断した場合

2. 申し込み内容に不備又は不正があり、当社が提示した期日内に修正されなかった場合は、申し込みがなかったものとして取り扱います。
3. 次の各号の事由により受講又は修了できなかった場合は受講料の返金を行いません。
 - (1) 本規則第六条により本人確認ができなかった場合
 - (2) 科目の全部又は一部を欠席した場合
 - (3) 本規則第九条による退出、受講者本人の不備又は不正があった場合
 - (4) その他受講者の責めに帰すべき事由により受講できなかった場合
4. 受講者よりキャンセルの申し出があった場合の対応は次の各号によります。
 - (1) 入金前の場合は受講料の請求をとりさげます。
 - (2) 入金後、保安管理業務講習開始日より 7 日前までにキャンセルの申し出があった場合は、振込手数料を除いた全額を返金します。それ以降のキャンセルについては受講料の返金を行いません。
 - (3) 傷病等によりやむを得ず受講不能となった場合、またその他明らかに受講が困難であると判断できる事由がある場合は、診断書等の何らかの証明書類でその確認ができる場合に限り、キャンセル期限が過ぎていても振込手数料を除いた全額を返金します。
 - (4) 保安管理業務講習の中止又はキャンセルの申し出により受講者が被った損害について、当社は故意又は重過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。

第十一条(修了証の発行)

当社は保安管理業務講習の全過程終了後に受講者に対し、内規で定められた保安管理業務講習修了証を発行し、受講者本人にお渡します。

第十二条(修了証の再発行)

当社は受講修了者から申請があった場合は、次の各号により修了証の再発行を行うものとします。

- (1) 再発行が可能な期限は、保安管理業務講習修了最終日から起算して 5 年とします。
- (2) 再発行は修了証を紛失又は記載内容の確認が難しいほど損壊した場合に限り行うものとします。
- (3) 再発行には事務手数料として修了証 1 通につき、3,000円(税別)を申し受けます。また事務手数料の振込に関する手数料は受講者の負担とします。
- (4) 再発行により以前の修了証は失効します。失効した修了証は遅滞なく当社へ返送していただきます。なお返送に係る送料は受講者の負担とします。

第十三条(受講記録の保管)

当社は保安管理業務講習に係る記録を修了最終日から起算して 5 年間保管します。

第十四条(受講結果の報告)

当社は内規の定めに従い、経済産業省産業保安グループ電力安全課へ受講者の氏名、生年月

日、現住所、電気主任技術者の免状と種類と番号、保安全管理業務講習の実施機関、受講科目の受講形式、終了日を報告し、受講者はこれに同意するものとする。

第十五条(個人情報の取り扱い)

当社は保安全管理業務講習に係る個人情報を、保安全管理業務講習及び経済産業省産業保安グループ電力安全課への報告以外の用途に使用しません。

第十六条(反社会的勢力の排除)

受講希望者は反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者という。)に該当しないこと及び反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有しないことを表明し、確約するものとする。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自己もしくは第三者の不当な利益を図り、又は第三者に損害を与える等反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し又は便宜を供与する等の関与が認められる関係
- (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

2. 受講希望者は自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかの行為を行わないことを証明し、確約するものとする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引等に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し偽計又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3. 受講希望者は将来にわたり前二項に該当しないことを表明し、確約するものとする。

4. 受講希望者が前二項に違反した場合は、当社は何らかの催告を要さず、即時に当該受講希望者の保安全管理業務講習の実施を中止できるものとする。

5. 前項で保安全管理業務講習が中止された場合、受講希望者は当社に対し、当社の被った全ての損害(弁護士費用を含む)を賠償するものとする。

6. 本条により保安全管理業務講習が中止された場合、受講希望者は中止により生じる損害について、当社に対し一切の請求をすることができないものとする。

第十七条(本規約の変更)

本規約は民法第五百四十八条の四の規定に基づき変更される場合があります。

2. 本規約を変更する場合、当社は電磁的方法(受講者に電子メールを送信する方法又は当社のホームページに掲載する方法)、その他当社が適切と判断した方法を用いて変更の日及び変更内容を受講者にお知らせいたします。

第十八条(本規約の協議)

本規約に定めのない事項に関して疑義が生じた場合、当社と受講者の間で誠意をもってこれを協議し、決定するものとする。

第十九条(管轄)

本規則に起因又は関連して生じる一切の紛争については、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は 2025 年 8 月 1 日より適用します。